平成 26 年度後半期東北地区産科婦人科学会・医会連絡会
議事録

日時：平成 27 年 3 月 1 日（日）　11:00～

会場：江陽グランドホテル 4 階「翡翠の間」

Ⅰ．東北連合産科婦人科学会役員会

＜議長選出＞
規定に基づき八重樫先生が選出された。→一同、承認。
＜開会の挨拶＞
八重樫先生よりご挨拶いただいた。以下、八重樫先生により進行。
＜協議事項＞
協議事項が多数あるため、プログラムと順序を変え、報告事項の前に協議事項について発表された。

(1) 東北ブロック理事候補者の選出について（資料 8）

4 月 9 日に開催される日本産婦人科学会臨時総会において新理事の選任が行われる。

それに伴い、各ブロックより理事候補者を選出しなければならない。東北ブロックからは 2 名選出。

資料８－２の理事候補者選出規定に基づいて立候補者を募ったところ八重樫先生（宮城）、藤森先生（福島）の 2 名が立候補された。東北ブロックからの選出はこの 2 名でよいか。→一同、承認。

(2) 総会運営委員会委員及び予算決算委員候補者の推薦について（資料 9）

東北ブロックより総会運営委員 1 名、決算委員 2 名を選出しなければならない。過去（平成 3 年度～平成 26 年度）の総会運営委員・決算委員を参照。

平成 27 年度は、総会運営委員として谷川原先生（宮城）、決算委員として熊谷先生（秋田）・武市先生（福島）を選出したいが、よいか。→一同、承認。

(3) 来年度の東北地区産科婦人科学会・医会連絡会について

和田先生より：平成 27 年度前半期東北地区産科婦人科学会・医会連絡会は H27 年 6 月 7 日（日）に開催予定。

八重樫先生より：平成 27 年度後半期東北地区産科婦人科学会・医会連絡会は H28 年 2 月 28 日（日）または 3 月 6 日（日）となっているが、2 月 28 日（日）で決定したい。→一同、異論なし。

(4) 第 143 回東北連合産科婦人科学会総会並びに学術講演会について（参考資料 1, 2）

例年の流れでは青森が担当することになっている。

水沼先生（青森）より：来年３月で退官となるため、個人的には秋田と順番を変えていただけるとありがたいと考えている、と。

寺田先生（秋田）より：秋田としては順番変更ということで構わない、と。

横山先生（青森）より；水沼先生のお考えはわかるが、青森県内でもう一度検討してお返事したい、と。
→平成 27 年度前半期東北地区医会連絡会までに決定する、という方針となった。

＜報告事項＞

(1) 新名誉会員該当者、新功労会員推薦者（資料 1）

齋藤先生（宮城）より発表。

新名誉会員として深谷先生（宮城）、新功労会員として倉本先生（青森）・金杉先生（山形）が推薦された。→一同、承認。

深谷先生・倉本先生は本会欠席。出席されている金杉先生よりご挨拶いただいた。

(2) 日産婦学会専門医制度中央委員会報告（資料 2）

西郡先生より、以下報告。

１）指導医について：平成 27 年度より産婦人科専門医制度に指導医が導入される。また、1 人の指導医が指導できる専攻医数が 2〜4 名と制限される可能性が高い。（最小で 2 名となる可能性もある。）専攻医を募集するにあたり、各施設（基幹施設・連携施設）の指導医数の申告が求められる可能性が高い。そのため、多数の専攻医を獲得するためには各施設で指導医の数を増やしておく必要があり、要件を満たす専門医は速やかに指導医資格の取得が勧められる。

２）指導施設の指定（新規・更新）に関する日程確認。

5 月 1 日〜31 日の期間に地方委員会へ申請書を提出。10 月 1 日に研修施設として指定される。

３）指導医認定（新規・更新）に関する日程確認。

5 月 1 日〜6 月 30 日の期間に地方委員会へ申請書を提出。7 月 1 日〜7 日の期間に中央委員会へ申請書を送付。7 月 8 日〜中央委員会で審査し、7 月 31 日までに審査結果が通知される。

４）平成 26 年度の専攻医登録数は東北 6 県で 24 名と例年通り。

５）新規に指導医資格を取得するための要件を再確認。注意点として、「指導医講習会を 2 回以上受講している者。e-learning による指導医講習会を 1 回含めることができる」とあるが、1 回は日本産婦人科学会学術講演会（本部）もしくは東北連合（地方）での指導医講習会に参加しなければいけない。また、①自らが筆頭著者の論文・②第二もしくは最終共著者として専攻医を指導し専攻医を筆頭著者とした論文、のいずれかの条件を満たす産婦人科に関する論文が 2 編以上ある（→後ほど質疑応答であがるが、何年前のものでも遡って可）という条件にも注意。

６）暫定指導医が指導医資格を取得するための要件を再確認。直近 5 年間に産婦人科に関する論文が 2 編以上なければならない、という点に注意。筆頭著者。第二もしくは最終共著者であることは問われないが、5 年以内という制限がある点が新規の資格要件と異なる。指導医更新の資格要件も同様。

八重樫先生より補足：指導医講習会は各県で開催するのではなく、日産婦本部や地方会で開催する。

杉山先生より質問：受講した指導医講習会はどこまでさかのぼれるのか？

西郡先生より回答：前回と前々回の日産婦学術集会、前回の東北連合の分はカウントされる。

阿部先生より質問；指導できる専攻医の数は各学年毎ということだが、つまり？

西郡先生より回答：毎年専攻医が２名ずつ入るのであれば、指導医は１名いれば良い。
ただし専攻医を増やすためには、やはり多くの指導医がいる必要がある。

岡村先生より質問：常勤医の定義は？週５日勤務していればいいのか、病院に所属していなければいけないのか。

八重樫先生より回答：常勤医の定義はまだ明確ではない。婦人科腫瘍学会で同じ議論が出た時には、その病院で保険証を発行されていれば常勤医ということになっているので、同じようになるのではないか、と予想される。今後、詳細を確認する。

藤森先生より質問：暫定指導医の論文は直近５年間に２編以上ということだが、新規指導医の論文に関しては何年以内という規定はないのか

西郡先生より回答：何年前のものでもよい。

７）専門研修基幹施設・連携施設の認定基準について

基幹病院とは主に各県の大学病院になると思うが、ここでは日本専門医機構が認定する専門研修プログラムを有する、ということが条件になっている。「都会型」と「地方型」のモデルプログラムを本部で作成中であり、3〜4 月中には各所へ通達される見込み。（都市型として大阪大附属病院、地方型として筑波大附属病院がモデル施設となる。）

また、大学病院以外の関連病院が連携施設ということになるが、ここでは専門研修指導医が１名以上常勤している、ということが条件になっている。そのため、指導医資格の取得を促すことと、人事の際には注意が必要となる。

８）専攻医の修了要件について

研修記録の中の h)不妊症の原因検索・治療、i)生殖補助医療(採卵・胚移植)、j)思春期・更年期以降の女性の愁訴、k)経口避妊薬や低用量エストロゲン・プロゲスチン配合薬、という４項目が新たに追加された。**昨日の理事会で報告された専門医機構に承認されたという最新のもの。**（→後ほど訂正。）

上記４項目については、経験していない専攻医が多いため追加されたが、施設間での差も大きいため、実施ではなく見学でも良いとしてある部分もある。

杉山先生より補足：経験症例数についてはかなりもめたところではあるが、ここが落としどころかなということになった。

寺田先生より質問：私も委員になっているが、ヒアリングは来たがまだ承認はしていないと思うが？

西郡先生より回答：訂正します。昨日の理事会で出されたものでおそらく最終案ではあるが、まだ決定

ではない。今後、委員の先生方の承認を経て決定される。

(3) 日産婦学会理事会報告（資料 3）

八重樫先生より昨日行われた理事会内容について報告。

１）資料３−１に基づき、各ブロックから選出された理事候補者および監事候補者について説明。

東北ブロックからの理事候補者に関しては初めに承認頂いた通り（八重樫・藤森の２名）。今回より各地方で大部分が変更された。また、監事は３名だが４名候補者が出ている。本部側で協議し、３名にしぼる予定になっている。

２）資料３−２に基づき、地域医療介護総合確保基金について説明。

地域医療介護総合確保基金とは、消費税財源を活用し医療・介護に関する事業を実施するもの。対象事業としては①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、や④医療従事者の確保に関する事業、など。

各都道府県より事業計画を提出し、それに基いて基金が交付される。今年の事業計画提案は終了。

今度の秋、来年度分の事業計画案を募るので、その時にぜひ何かあれば提案して頂きたい。

３）資料３−３に基づき、PGS 特別臨床研究実施計画について杉山先生より説明。

ランダム化試験を行うにあたり、日産婦のなかでデータ管理をするように計画されているが、独立したセンターをつくって行わないといけない、と提案しているところ。日産婦内でのデータ管理だと、良い結果が出ても悪い結果が出ても批判されることがある。

４）資料３−４に基づき、福島県妊産婦健康調査について藤森先生より説明。

平成 23 年度から実施されており、みなさんの協力のおかげで平成 26 年度も行っている。平成 27 年度も行う予定であり、今後とも協力をお願いしたい。　福島県内で妊婦健診・分娩を行った妊産婦が対象となるので、対象者がいれば連絡をいただきたい。福島県より対象者に調査票を送ることになる。

５）女性ヘルスケア専門医について水沼先生より説明。

女性ヘルスケア専門医を創設。現在２００名以上。日産婦学会の中で subspeciality の１つとして承認された。対象分野ピルや女性アスリートなどについて。

６）日本産婦人科学会学術講演会の予定確認。

第６７回；群馬、第６８回；東京、第６９回；広島、第７０回；仙台（5 月 10 日〜13 日）。

来月、世界防災センターが開催される国際センターが第 70 回日産婦の会場となる予定。

(4) 第 139 回東北連合産科婦人科学会総会並びに学術講演会の準備報告（資料 4）

和田先生より下記連絡。

６月６〜７日：仙台・江陽グランドホテルにて開催される。先ほど話題に出ていた指導医講演会も行われるため、ぜひご参加を。また、演題の集まりが悪いので各県より応募をお願いしたい。

(5) 第 63 回北日本産科婦人科学会総会並びに学術講演会の準備報告（資料 5）

（第 140 回東北連合産科婦人科学会）

藤森先生より下記連絡。

９月５～６日：ザ・セレクトン福島(旧　福島ビューホテル)にて開催される。

例年通り、前日（４日）に野球大会と夜の学術講演会も開催される。奮ってご参加を。

(6)第 141 回東北連合産科婦人科学会総会並びに学術講演会の準備報告（資料 6）

杉山先生より下記連絡。

６月１８～１９日：ホテルメトロポリタン盛岡　本館にて開催予定。

講演の演題などはまだ未定。

(7)その他

１）e 医学会カード（UMIN カード）について（資料 7）

西郡先生より説明。

昨年３月に e 医学会カード登録の案内が送付されている。

登録しているか否かに関わらず、カードが 3 月 17 日に送付される。カード自体は全員に送付されるが、登録しなければ使えない。(→後ほど訂正。)

2015 年 4 月の第 67 回日産婦学術講演会から、今までの研修出席証明シールと e 医学会カードでの出席証明との併用が開始される。

2015 年 8 月以降は地方学会でも今までの研修出席証明シールと e 医学会カードでの出席証明との併用が開始される(＝e 医学会カードで出席証明ができる)ため e 医学会カード持参を。

2 年間の併用期間を経て、2017 年 4 月以降は現行の研修出席シールが廃止され e 医学会カードへの完全移行となる。それまでに登録を。(現在の登録状況は全国で４７％のみ・・・忘れずに登録を)

指導医講習会の受講証明も電子化される見込み。

（e-learning による指導医講習会を受講する場合も e 医学会登録が必要。）

東北連合でも e 医学会カードによる出席証明、指導医講習受講証明を導入する予定。

（e 医学会カードを忘れた場合はシールを発行する。）

不明な点があれば、e 医学会事務局が出向いて説明をしてくれるそうですので、お問い合わせを。

また、e 医学会カードは産婦人科のみではなく全科で共通のもの。

注意点として、OG カードは電子マネーがあるが e 医学会カードは電子マネーがない。また、OG カードの内容は e 医学会カードには反映されない。そのため、日産婦には OG カード、e 医学会カード、クレジットカードをご持参ください。(OG カードを持っている方は。)

藤森先生より訂正：先ほど、登録しないと e 医学会カードでの出席証明が利用できないと言っていたがそれは誤り。登録を行わなくても e 医学会カードを利用することはでき、学会への出席ポイントはつけられる。ただし、ホームページなどでの確認をするためには登録が必要となる。

２）福島先生より、日本母性衛生学会のご案内。

３）永瀬先生より、山形大学教授就任のご挨拶。

閉会。